

日進市教育委員会定例会（令和7年2月）会議録

1. 日時

令和7年2月12日（水曜日）午後2時から

2. 場所

市役所南庁舎2階 第5会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

武田立史（教育長職務代理者）、小林秀一、伊藤志門、市来ちさ、吉田優香理

〔事務局〕

（1）生涯学習部

伊東あゆみ（生涯学習部長）、伊藤泰裕（生涯学習部技監）、
與語隆弘（生涯学習部次長兼学び支援課長）高柳秀史（学習政策課長）、
蟹江砂織（図書館長）

（2）学校教育部

加藤誠（学校教育部長）、蛭牟田弘樹（学校教育部主任指導主事）、桃原勇二
（学校教育課長）、加藤豊司（学校教育課指導主事）、大鐘徹也（学校給食課
長）

〔書記〕

河合一成（学習政策課課長補佐）、海野享子（学習政策課学習戦略係長）

4. 欠席者

岩田憲二（教育長）

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可 6名

6. 会議録署名者

武田委員、小林委員、市来委員

7. 議事の経過

（開会）

（前回会議録の承認）

（諸般の報告）

（議事）

議案第8号 日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について【学習政策課】

議案第9号 岩崎城歴史記念館条例の一部改正について【学び支援課】

- 議案第10号 日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について【学び支援課】
- 議案第11号 日進市教育委員会事務局処務規則の全部改正について【学習政策課】
- 議案第12号 日進市教育委員会公印規則の一部改正について【学習政策課】
- 議案第13号 日進市立図書館規則の一部改正について【図書館】
- 議案第14号 日進市教育委員会決裁規程の一部改正について【学習政策課】
- 議案第15号 日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部改正について【学習政策課】
- 議案第16号 令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について【学習政策課外】
- 議案第17号 令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について【学習政策課外】
- 議案第18号 令和7年度儀式等について【学校教育課】
- 議案第19号 学校休業日（令和7年度県民の日学校ホリデー）の指定について【学校教育課】
- 議案第20号 日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和7年度採用候補者の決定について【学習政策課】

（報告事項）

事務局報告

【学習政策課】

- ・西小学校体育館の耐震改修工事について〔資料No. 1〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No. 2〕
- ・令和6年度日進市教育委員会褒賞対象者について〔資料No. 3〕
- ・事業等報告について〔資料No. 4〕

【学び支援課】

- ・事業等報告について〔資料No. 5〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料No. 6〕

【学校給食課】

- ・事業等報告について〔資料No. 7〕

（行事予定）（令和7年1月16日から令和7年2月12日まで）

（その他）

（閉会）

8. 次回会議日程

定例会

日 時：令和7年3月12日（水） 午後2時から

場 所：市役所本庁舎4階 第2会議室

発言者及び発言内容

生涯学習部長

本日は教育長が欠席です。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第1項及び第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者である武田委員に議事進行をお願いしたく存じますが、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

武田委員、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理

それでは、教育長に代わって議事を進めさせていただきます。

ただいまから令和7年2月定例教育委員会を開会します。

本日は、教育長から欠席の届け出がありましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定に基づき、委員の過半数の出席がありますので、会議は成立いたします。

本日の会議録署名者は小林委員、市来委員、私です。会議録調整者は学習政策課海野とします。

本日の会議には6名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは傍聴者をお通しください。

(傍聴者入室)

傍聴の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いします。

では次第2、令和7年1月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、あらかじめ配付しております会議録案の内容にご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和7年1月定例教育委員会の会議録について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。

教育長からの報告を2点、代理でご報告します。

1月18日、日進市民会館で行われた「令和6年度学生書き初め・児童画展」に行ってきました。子どもたちの伸びやかな表現と筆致とともに、大人の洗練された筆遣いに感動しました。

1月23日、日進市立図書館で行われていた「琴苑社中展」に行ってきました。何歳になっても上達したいという気持ちを持ちながら精進してみえる会員の方々に頭が下がる思いでした。

以上です。

次に私から1点、ご報告いたします。

1月17日、愛知地区教育委員会連絡会が長久手市であり、不登校・いじめ対策と特別支援教育について意見交換をしました。不登校・いじめ対策では、家の中に閉じこもっているより一歩でも外へ、ということで、相談のきっかけとなるよう映画を無

償で提供する日進市の取組の話が話題になりました。特別支援教育では、医療的ケア児の対応のため看護師を雇うなど、各市町が努力しているという話を伺いました。

それでは、各委員から報告があればお願いします。

委員

1月30日、岩崎台・香久山福祉会館にて、令和6年度第2回日進市福祉会館運営協議会に出席してまいりました。昨年度と今年度の各福祉会館の利用状況のデータから、利用者数がコロナ禍前と同等に回復しつつあるという報告がありました。また、今年度10月より始まった「福祉何でも相談」窓口は、既に9回開催され4件の申し込みがあったということでした。ただし課題もあり、窓口が福祉会館の開館している時間しか稼働していないため、その時間内では相談に訪れることができない人達への対応として、ネットや電話などを活用することも今後検討すべきという意見が出ました。

2月7日、東京のTKP新橋カンファレンスセンターにて、文部科学省主催の令和6年度市町村教育委員会研究協議会の第6回目に出席してまいりました。今年度は全体会がなく、テーマ別の研究分科会で構成されていました。

第1分科会では、いじめ対策のテーマで出席しました。いじめの重大事案が出てきた場合の対策についてはどの自治体もいろいろ考えておられましたが、予防のための対策は難しいという意見が出まして、本市の取組をご紹介したところ、参考にしたいという声をいただきました。

第2分科会では、地域と学校の連携、協働について話し合いましたが、本当に地域性が出るなという印象を受けました。地域学校協働活動推進員の確保についてはどの自治体も悩んでいるということでした。まず、予算確保が難しく、補助金の範囲内で確保しつつ、推進員としてではなくアドバイザーという名目で名前を入れておき無償で会議にも出てもらう、というやり方をしているところが多いと伺いました。人選としては、元校長や地域で人脈のある人をお願いする人が多いのですが、ご自分のお子さんやお孫さんが所属する学校での支援を希望する方が多いため、それ以外の学区での確保が難しいという意見が出ました。他市町のいろいろな状況や地域性に基づく対策、対応など伺い、大変勉強になりました。

委員

1月23日、令和6年度日進市小中学校PTA連絡協議会、日進市四中学校区小中学生指導・いじめ防止対策推進協議会合同講演会に出席しました。講師として小児科医の石川道子先生を迎え、「子どもの生活をささえる、つなぐ、そしてともに楽しむ」という演題で発達障害のそれぞれの特徴や対処法についてのお話を拝聴してまいりました。それぞれに人になんない個性や才能を持っているという話を伺い、新たな発見や勉強になるところがありました。

教育長職務代理

最後に1点、追加させていただきます。1月23日、「伸びゆく子教育作品展」にて、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の作品を鑑賞してきました。以

前見たときよりもバラエティーに富んだ作品、染物、刺繍、工作、貼り絵、書道など、作品の数が非常に多かったと思います。全部見るには時間が足りず、後日また行ってきましたが、指導された先生方に敬意を表したいと思います。展示も大変だったことと思います。

報告事項で、ご意見、ご質問はありますか。

ないようでしたら次第3は以上です。

次に、次第4、議事に入る前にお諮りします。

本日の議案第20号は、人事に関する案件となっており、「日進市教育委員会会議規則」第12条第1項に「人事に関する事件その他の事件のうち、教育長又は委員の発議により出席委員総数の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」また、同条第2項に「前項ただし書きの教育長又は委員の発議があったときは、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」と規定されております。

つきましては、議案第20号を非公開とすることについて、わたしから発議し、併せて採決をいたします。

議案第20号「日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和7年度採用候補者の決定について」を非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号を非公開とし、本日の会議の最後に審議いたします。

次に、次第4、議事に入ります。

議案第8号、日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) 特にないようですので、それでは議案第8号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第8号を承認とします。

次に、議案第9号、岩崎城歴史記念館条例の一部改正について、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは議案第9号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第9号を承認とします。

次に、議案第10号、日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、学び支援課から説明をお願いします。

学び支援課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは議案第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第10号を承認とします。

次に、議案第11号、日進市教育委員会事務局処務規則の全部改正について、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員

副教育長という名称は、他の市町でもこの名称が採用されていますか。採用している自治体数はどのくらいでしょうか。

学習政策課長

全てではないですが、副教育長という名称自体は特に珍しいものではありません。自治体数は把握しておりません。

委員

基本的には役所内の調整役として、役所内で選ばれるということですね。

学習政策課長

そのとおりです。

教育長職務代理

それでは議案第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第11号を承認とします。

次に、議案第 12 号、日進市教育委員会公印規則の一部改正について、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは議案第 12 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 12 号を承認とします。

次に、議案第 13 号、日進市立図書館規則の一部改正について、図書館から説明をお願いします。

図書館長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは議案第 13 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 13 号を承認とします。

次に、議案第 14 号、日進市教育委員会決裁規程の一部改正について、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは議案第 14 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 14 号を承認とします。

次に、議案第 15 号、日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部改正について、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(しばらく間があり) それでは議案第 15 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 15 号を承認とします。

次に、議案第 16 号、令和 6 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について、学習政策課から順に説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明)

学び支援課長

(資料に基づき説明)

図書館長

(資料に基づき説明)

学校教育課長

(資料に基づき説明)

学校給食課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

各課から詳しい説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは議案第 16 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第 16 号を承認とします。

次に、議案第 17 号、令和 7 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について、生涯学習部長より説明をお願いします。

生涯学習部長

(資料に基づき説明・詳細については各担当課より説明)

学習政策課長

(資料に基づき説明)

学び支援課長

(資料に基づき説明)

図書館長

(資料に基づき説明)

学校教育課長

(資料に基づき説明)

学校給食課長

(資料に基づき説明)

教育長職務代理

各課から詳しい説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員

給食費については、食材の高騰はあまり関係ないのでしょうか。

学校給食課長

食材の高騰によって、まず給食費全体を改定し、一食あたりの給食費の月額値上がりしております。そこから今回、一部軽減をする対応をしています。

委員

今後も値上がりが続くのでしょうか。

学校給食課長

今後も物価高騰は予測されますが、実際いくら上がるかは不透明です。今のところは令和5年度までの実績を基に給食費を算出しています。

委員

D X事業の事業費が多く計上されています。働き方改革に関わるところで、デジタル採点や、通知表作成など先生方の業務改善を進めていると思いますが、どのようなのでしょうか。

学校教育課

校務支援系と分類されている成績評定をつけるシステム等については、子どもたちの答案の採点結果などと直接システム連携できればよいのですが、現状は、システム階層が分かれております。文部科学省は最終的に双方がクラウド上で乗り入れできることを目指しておりますが、セキュリティ的にまだ校務支援系と子どもたちが使うシステムは切り分けられている状態です。校務支援系のソフトが上手に安全に連携できるようになれば、もっと楽になると思います。

委員

現場の先生からは他に、デジタル化を希望することはあったのでしょうか。

学校教育課長

デジタル化において、先生方の中で一番大きな課題は、校務支援系のネットワーク

が職員室内でしか使用できないことです。現状はパソコンを持ち歩いて校内の教室などで成績処理などができず、出欠席の連絡も職員室内でしかシステム上の確認ができないという不便さを抱えています。俗にゼロトラスト（守るべき情報にアクセスするものはすべて信用せず、その安全性を検証すること）と呼ばれておりますが、これを学校で乗り越えることができれば、先生方の働き方はすごく変わると思います。

委員

それは端末の整備だけでなく、校内LANが完全に分かれている状態を今後改善するというのでしょうか。

学校教育課長

はい。システムが分かれている仕組みを変えることは、セキュリティポリシーの改訂と合わせて将来的に検討したいと思っています。現場の先生方の要望は、いろいろな場所で時間を見つけて成績処理などの事務がすることです。日進市だけでは超えられない壁ではありますが、やれるところまではやりたいと思っています。

委員

これからはそのようなインフラ整備が絶対必須だと思います。予算を確保して欲しいです。

教育長職務代理

他はご意見よろしいでしょうか。

（しばらく間があり）それでは議案第17号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第17号を承認とします。

次に、議案第18号、令和7年度儀式等について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長職務代理

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか？

（しばらく間があり）それでは議案第18号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議案第18号を承認とします。

次に、議案第19号、学校休業日（令和7年度県民の日学校ホリデー）の指定について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(しばらく間があり) それでは議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第19号を承認とします。

議案第20号は、本日の会議の最後に審議いたします。

次に次第5、報告事項です。今回教育長報告はありません。各所属から事務局報告をお願いします。

学習政策課長

- ・西小学校体育館の耐震改修工事について
- ・教育委員会の後援等名義使用等について
- ・令和6年度日進市教育委員会褒賞対象者について
- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学び支援課長

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学校教育課長

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

学校給食課長

- ・事業等報告について

(各項目について説明)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(しばらく間があり) 事務局からの報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定についてはお手元の資料をご覧ください。各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

(しばらく間があり) 特になければ教育委員会の行事予定は以上です。

次に次第7、その他としてお伝えすることや全体を通してご意見ご質問等があればお願いします。

(しばらくして) それでは最後に、非公開としました議案第20号の議事を行います。傍聴者は退出をお願いします。

(傍聴者退室)

それでは、再開します。議案第20号、日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和7年度採用候補者の決定について、学習政策課長より説明をお願いします。

学習政策課長

(資料に基づき説明 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

教育長職務代理

ただいまの説明について、ご意見ご質問はございませんか。

委員

(質疑・応答 日進市教育委員会会議規則第12条第1項に基づく議決により非公開)

教育長職務代理

それでは、議案第20号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第20号を承認とします。

以上で、本日予定しております内容は全て終了しました。

次回は3月定例教育委員会を令和7年3月12日水曜日、午後2時から市役所本庁舎4階、第2会議室で開催します。

これをもちまして、令和7年2月定例教育委員会を閉会します。

日進市教育委員会定例会（令和7年2月）次第

日時 令和7年2月12日（水）

午後2時から

場所 市役所南庁舎2階 第5会議室

1 開会

2 前回会議録の承認

3 諸般の報告

4 議事

- 議案第8号 日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について【学習政策課】
- 議案第9号 岩崎城歴史記念館条例の一部改正について【学び支援課】
- 議案第10号 日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について【学び支援課】
- 議案第11号 日進市教育委員会事務局処務規則の全部改正について【学習政策課】
- 議案第12号 日進市教育委員会公印規則の一部改正について【学習政策課】
- 議案第13号 日進市立図書館規則の一部改正について【図書館】
- 議案第14号 日進市教育委員会決裁規程の一部改正について【学習政策課】
- 議案第15号 日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部改正について【学習政策課】
- 議案第16号 令和6年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について【学習政策課外】
- 議案第17号 令和7年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について【学習政策課外】
- 議案第18号 令和7年度儀式等について【学校教育課】
- 議案第19号 学校休業日（令和7年度県民の日学校ホリデー）の指定について【学校教育課】
- 議案第20号 日進市教育委員会教育職任期付短時間勤務職員の令和7年度採用候補者の決定について【学習政策課】

5 報告事項

事務局報告

【学習政策課】

- ・西小学校体育館の耐震改修工事について〔資料 No. 1〕
- ・教育委員会の後援等名義使用等について〔資料 No. 2〕
- ・令和6年度日進市教育委員会褒賞対象者について〔資料 No. 3〕
- ・事業等報告について〔資料 No. 4〕

【学び支援課】

- ・事業等報告について〔資料 No. 5〕

【学校教育課】

- ・事業等報告について〔資料 No. 6〕

【学校給食課】

- ・事業等報告について〔資料 No. 7〕

6 行事予定（令和7年2月13日から令和7年3月12日まで）

7 その他

8 閉会

今後の予定

次回教育委員会

3月定例会 令和7年3月12日（水）午後2時 市役所本庁舎4階 第2会議室

議案第 8 号

日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部改正について

日進市職員の給与に関する条例等の一部改正（日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告に基づく国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準ずるため、日進市職員の給与に関する条例等の一部を改正することに合わせ、日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

日進市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う適用除外条項の変更

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

日進市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

附 則

(日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第9条 日進市教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和4年日進市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第7条、第10条から第12条まで、第14条、第19条の2及び第20条第5項の規定は、教育職任期付短時間勤務職員には、適用しない。 2 略	(給与条例の適用除外等) 第6条 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第7条、第10条から第13条まで、第14条、第19条の2及び第20条第5項の規定は、教育職任期付短時間勤務職員には、適用しない。 2 略
略	略

議案第 9 号

岩崎城歴史記念館条例の一部改正について

岩崎城歴史記念館条例の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号及び第 3 条

3 改正理由

日進市部設置条例の一部改正等により、岩崎城歴史記念館に関する業務の一部を教育委員会から市長部局に移管し、岩崎城歴史記念館と展望塔岩崎城を一体的に管理・運営するため。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

5 提出予定議会

令和 7 年第 1 回日進市議会定例会

岩崎城歴史記念館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

岩崎城歴史記念館条例(昭和62年日進町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<u>日進市岩崎城歴史記念館及び日進市展望塔岩崎城の設置及び管理に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、<u>日進市岩崎城歴史記念館</u>(以下「記念館」という。)<u>及び日進市展望塔岩崎城</u>(以下「岩崎城」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 <u>観光、郷土文化、教育及び学術の振興を図るため、記念館及び岩崎城</u>(以下「記念館等」という。)<u>を設置する。</u> (名称及び位置) 第3条 <u>記念館等の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日進市岩崎城歴史記念館</td><td>日進市岩崎町市場67番地</td></tr> <tr> <td>日進市展望塔岩崎城</td><td>日進市岩崎町市場61番地</td></tr> </tbody> </table> (休館日) 第5条 <u>記念館等の休館日は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。	名称	位置	日進市岩崎城歴史記念館	日進市岩崎町市場67番地	日進市展望塔岩崎城	日進市岩崎町市場61番地	<u>岩崎城歴史記念館条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、<u>岩崎城歴史記念館</u>(以下「記念館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 <u>教育、学術及び郷土文化の振興を図るため、記念館を設置する。</u> (名称及び位置) 第3条 <u>記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> 名称 <u>岩崎城歴史記念館</u> 位置 <u>日進市岩崎町市場67番地</u> (休館日) 第5条 <u>記念館の休館日は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>日進市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)<u>は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。</u> 3 <u>第16条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、前2項の規定</u>
名称	位置						
日進市岩崎城歴史記念館	日進市岩崎町市場67番地						
日進市展望塔岩崎城	日進市岩崎町市場61番地						

(開館時間)

第6条 記念館等の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(事業)

第7条 記念館等は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の推進に関する事業
- (2) 郷土資料の収集、保管及び展示をする事業
- (3) 展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催する事業
- (4) 展示又は集会のために施設を利用者(第9条第1項に規定する利用者をいう。)に供する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

(観覧料)

第8条 記念館等の観覧料は、無料とする。

(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、記念館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(開館時間)

第6条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 第16条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(事業)

第7条 記念館は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 郷土資料を収集、保管し、展示すること。
- (2) 展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (3) 展示又は集会のために施設を利用者に供すること。

(観覧料)

第8条 常設展示室の観覧料は、無料とする。

(利用の許可)

第9条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、記念館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(入場の制限及び利用の不許可)

第10条 市長は、その入場及び利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入場を制限し、又は施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 略
- (2) 記念館等の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 略
- (4) その他記念館等の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

- (1)～(4) 略

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(利用者及び入場者の義務)

第15条 略

- 2 利用者又は入場者(記念館等を観覧する者をいう。)は、故意又は過失により施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、記念館等の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、記念館等の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により記念館等の管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続等は、日進市公の施設に係る指定管理者

(利用の不許可)

第10条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 略
- (2) 記念館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 略
- (4) その他記念館の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用を中止させ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

- (1)～(4) 略

(使用料)

第12条 第9条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(利用者の義務)

第15条 略

- 2 記念館の利用者は、故意又は過失により施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、記念館の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続等は、日進市公の施設に係る指定管理者の

の指定手続等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)の定めるところによる。 (管理を行わせる業務の範囲) 第17条 前条第1項の規定により<u>記念館等</u>の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>記念館等の施設等の維持、管理及び修繕に関する業務</u> (3)・(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか<u>市長</u>が必要と認める業務 (読替規定) 第19条 第16条第1項の規定により<u>記念館等</u>の管理を指定管理者に行わせる場合においては、<u>第5条及び第6条の規定中「市長」とあるのは「市長の承認を得て指定管理者」と、第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u> (委任) 第20条 この条例に定めるもののほか、<u>記念館等</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	指定手続等に関する条例(平成17年日進市条例第18号)の定めるところによる。 (管理を行わせる業務の範囲) 第17条 前条第1項の規定により<u>記念館</u>の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>記念館の施設等の維持、管理及び修繕に関する業務</u> (3)・(4) 略 (5) 前各号に掲げるもののほか<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 (読替規定) 第19条 第16条第1項の規定により<u>記念館</u>の管理を指定管理者に行わせる場合においては、<u>第9条、第10条及び第11条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u> (委任) 第20条 この条例に定めるもののほか、<u>記念館</u>に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(日進市展望塔岩崎城条例の廃止)

- 2 日進市展望塔岩崎城条例(昭和63年日進町条例第2号)は、廃止する。

議案第 10 号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号及び第 3 条

3 改正理由

日進市部設置条例の一部改正等により、日進市旧市川家住宅に関する業務の一部を教育委員会から市長部局に移管するため。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

5 提出予定議会

令和 7 年第 1 回日進市議会定例会

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例(平成27年日進市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置等) 第2条 市の文化財建造物である旧市川家住宅の保存及び活用を<u>図るとともに</u>、市民の教養、学術及び文化の発展に<u>寄与し、並びに観光及び郷土文化の振興に資することを目的として旧市川家住宅を設置するものとし</u>、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 2 <u>市長</u>は、旧市川家住宅が広く市民に親しまれる愛称を別に定めることができる。 (休館日) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。 (開館時間) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 (入場) 第6条 旧市川家住宅へ入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に<u>従い</u>、旧市川家住宅に入場し、観覧することができる。 (利用の許可) 第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申請して許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用	(設置等) 第2条 市の文化財建造物である旧市川家住宅の保存及び活用を<u>図り</u>、市民の教養、学術及び文化の発展に<u>寄与するため旧市川家住宅を設置するものとし</u>、その名称及び位置は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 2 <u>日進市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)は、旧市川家住宅が広く市民に親しまれる愛称を別に定めることができる。 (休館日) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。 (開館時間) 第5条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。 (入場) 第6条 旧市川家住宅へ入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に<u>したが</u>い、旧市川家住宅に入場し、観覧することができる。 (利用の許可) 第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>に申請して許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用

者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、旧市川家住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(入場の制限及び利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を制限し、又は利用の許可をしないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 旧市川家住宅の文化財的価値を損ない、又は施設を損傷するおそれがあるとき。

(4)・(5) 略

(6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(入場者及び利用者の義務)

第9条 入場者及び利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、施設を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

- 2 略

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

(1)～(4) 略

(観覧料及び使用料)

第11条 旧市川家住宅の入場者の観覧料及び利用者の施設の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、旧市川家住宅の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 略

「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、旧市川家住宅の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(入場の制限及び利用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を制限し、又は利用の許可をしないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 旧市川家住宅の文化財的価値を損ない又は施設を損傷するおそれがあるとき。

(4)・(5) 略

(6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(入場者及び利用者の義務)

第9条 入場者及び利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、施設を善良な管理者の注意を持って利用しなければならない。

- 2 略

(利用の許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、利用の中止を命じ、又は利用の許可の条件を変更することができる。

(1)～(4) 略

(使用料)

第11条 旧市川家住宅の入場者及び利用者の施設の使用料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、旧市川家住宅の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 略

(管理を行わせる業務の範囲) 第15条 前条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 前各号に掲げるもののほか<u>市長</u>が必要と認める業務 (読替規定) 第16条 第14条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条及び第5条の規定中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>市長の承認を得て指定管理者</u>」と、第7条、第8条及び第10条の規定中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」と読み替えるものとする。 (委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、旧市川家住宅の管理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	(管理を行わせる業務の範囲) 第15条 前条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 前各号に掲げるもののほか<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 (読替規定) 第16条 第14条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条及び第5条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>教育委員会の承認を得て指定管理者</u>」と、第7条、第8条及び第10条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>指定管理者</u>」と読み替えるものとする。 (委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、旧市川家住宅の管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

日進市教育委員会事務局処務規則の全部改正について

日進市教育委員会事務局処務規則の全部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 1 2 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市教育委員会における事務局庶務の組織を明らかにし、時宜に即した効果的で効率的な事務を行うため、各課等との協議に基づき、日進市教育委員会事務局処務規則の全部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

- (1) 事務の効率化のため、係制の廃止及び事務移管を行う。
- (2) 時宜に即した字句の修正等を行う。
- (3) 教育委員会事務局に副教育長を置く。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

日進市教育委員会事務局処務規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

日進市教育委員会事務局処務規則（昭和63年日進町教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、日進市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織を定めるものとする。

（組織等）

第2条 事務局に、次の部及び課を置く。

生涯学習部

学習政策課

学び支援課

学校教育部

学校教育課

2 次の課に次の館、センター及び室を置く。

学び支援課 図書館

学校教育課 学校給食センター

学校教育課 学校支援室

3 学校以外の教育機関及び施設は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関・施設	所管課
市民会館	学び支援課
生涯学習プラザ	学び支援課
ふれあい工房	学び支援課
総合運動公園	学び支援課
スポーツセンター	学び支援課
上納池スポーツ公園	学び支援課
テニスコート、グラウンド	学び支援課
図書館	学び支援課
教育支援センター	学校教育課
学校給食センター	学校教育課

（所掌事務）

第3条 前条第1項に定める課並びに同条第2項に定める館、センター及び室における事務分掌は、別表のとおりとする。

(職及びその職務)

第4条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務はそれぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
副教育長	上司の命を受け、各部局(他の市の機関を含む。)間の事務事業の総合調整、指導又は推進に関する事務を掌理する。
部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
技監 参事 担当部長	上司の命を受け、各部の事務のうち特定の事務事業の調査研究、総合調整、指導又は推進に関する事務を掌理する。
次長 課長	上司の命を受け、課、所、館又は室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
担当課長 所長 館長 室長	上司の命を受け、課、所、館又は室の事務のうち特定の事務事業を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
主幹	上司の命を受け、事務を分担掌理する。
課長補佐 総括専門員 総括建築技師 総括管理栄養士	上司が命ずる事務又は技術を総括し、及び課長、所長、館長又は室長を補佐する。
主任主査 建築主任専門員 管理栄養主任専門員	上司の命を受け、相当する事務若しくは技術を統括し、又はその一部を分担統括し、処理する
主査 建築専門員 管理栄養専門員	上司が命ずる事務若しくは技術进行处理し、若しくはその一部を分担処理し、又は整理する。
主任 主任建築技師 主任管理栄養士 主事 建築技師 管理栄養士	上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。

(専決及び代決)

第5条 部長、担当部長、次長、課長、担当課長、所長、館長、室長等は、別に定めるところにより専決又は代決することができる。

(準用)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、文書の取扱いその他の事務処理については、日進市服務規程（昭和43年日進町訓令第1号）及び日進市文書管理規程（平成18年日進市訓令第5号）を準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

生涯学習部

学習政策課

- （1）教育委員会に関すること。
- （2）教育委員会に関する基本的な方針等の総合調整に関すること。
- （3）学校、家庭、地域、団体等の連携支援に関すること。

学び支援課

- （1）生涯学習の普及及び推進に関すること。
- （2）文化芸術の普及及び推進に関すること。
- （3）スポーツ並びにレクリエーションの普及及び推進に関すること。
- （4）文化財に関すること。

図書館

- （1）図書館に関すること。

学校教育部

学校教育課

- （1）児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。
- （2）通学区域及び通学路に関すること。
- （3）学校の運営に関すること。

学校給食センター

- （1）学校給食センターに関すること。

学校支援室

- （1）学校の組織編成、教育課程、教育指導及び学習指導に関すること。
- （2）就学相談その他の教育相談に関すること。

議案第 12 号

日進市教育委員会公印規則の一部改正について

日進市教育委員会公印規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、現状利用していない公印を整理するため、日進市教育委員会公印規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

教育委員会印（市民会館用）、給食センター所長印、岩崎城歴史記念館館長印及び中央公民館館長印に関する規定を削る。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

日進市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

日進市教育委員会公印規則(昭和54年日進町教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(保管) 第3条 略 2 略					(保管) 第3条 略 2 略 3 <u>学校給食センター</u> 所長印は、 <u>学校給食課長</u> が保管する。 4 <u>岩崎城歴史記念館</u> 館長印は、 <u>学び支援課長</u> が保管する。 5 <u>中央公民館</u> 館長印及び日進市教育委員会印(市民会館用)は、 <u>学び支援課長</u> が保管する。 6 略 7 公印の保管者(以下「保管者」という。)は、公印を常に堅ろうな容器に納め、勤務時間外 <u>及び勤務を要しない日</u> にあつては、施錠して保管しなければならない。				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな型	用途	保管者	公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな型	用途	保管者
委員会印	略				委員会印	略			
	20	日進市 教育委員会印	一般文書用	学習政策課長		20	日進市 教育委員会印	一般文書用	学習政策課長
						20	日進市 教育委員会印 市民会館用	<u>市民会館受付</u> 用	<u>学び支援課長</u>
略					略				
図書館館長印	20	日進市立 図書館 館長印	一般文書用	図書館館長	図書館館長印	20	日進市立 図書館 館長印	一般文書用	図書館館長

					学校給食センター 所長印	20	日進市学校給食センター 所長印	一般文書用	学校給食課長
					岩崎城歴史記念館 館長印	20	岩崎城歴史記念館 館長印	一般文書用	学び支援課長
					中央公民館 館長印	20	日進市中央公民館 館長印	一般文書用	学び支援課長
略					略				

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

日進市立図書館規則の一部改正について

日進市立図書館規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、図書館施設等利用変更に伴い、日進市立図書館規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

- (1) 休館日について、月曜日を基本全館休館とする。
- (2) 業務に必要がある時は、図書資料の貸出冊数を変更できるようにする。
- (3) 会議室等の利用の不許可について、文言を具体的に明示する。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

日進市立図書館規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

日進市立図書館規則(平成元年日進町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第3条 図書館の開館時間は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更することができる。 (休館日) 第4条 図書館の休館日は、<u>次</u>のとおりとする。 (1) <u>月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日」という。)を除き、第1月曜日については、第3号の規定による。</u> (2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> (3) <u>第1月曜日及び第1木曜日(この日が前号及び次号に規定する日並びに国民の祝日となるときは、その翌日以降の最初の第1号、前号及び次号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u> (4) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間をいう。)</u> 2 略 (個人貸出し) 第8条 略 2 略 3 個人貸出期間は、貸出日及び返納日を含めて15日以内とする。 4 <u>前2項の規定にかかわらず、館長は、図書館業務のため必要があると認めるときは、</u>	(開館時間) 第3条 図書館の開館時間は、<u>別表1</u>のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更することができる。 (休館日) 第4条 図書館の休館日は、<u>別表2</u>のとおりとする。 2 略 (個人貸出し) 第8条 略 2 略 3 個人貸出期間は、貸出日及び返納日を含めて15日以内とする。<u>ただし、図書館業務のため必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。</u>

資料の貸出数及び貸出期間を変更することができる。

(利用の不許可)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。

(1)～(5) 略

別表(第3条関係)

区分	玄関ホール以外の施設	玄関ホール
略		
日曜日、土曜日及び国民の祝日	午前9時30分から午後5時まで	午前9時から午後5時まで

(利用の不許可)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(5) 略

別表1(第3条関係)

区分	玄関ホール以外の施設	玄関ホール
略		
日曜日、 <u>月曜日</u> 、土曜日及び国民の祝日	午前9時30分から午後5時まで	午前9時から午後5時まで

備考 「国民の祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。

別表2(第4条関係)

<u>区分</u>	玄関ホール、視聴覚ホール、練習室、工作室、第1会議室、第2会議室及び第3会議室以外の施設	玄関ホール、視聴覚ホール、練習室、工作室、第1会議室、第2会議室及び第3会議室
<u>休館日</u>	(1) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> (2) <u>毎月第1月曜日及び第1木曜日(この日が第1号及び第3号に規定する日並びに国民の祝日となるときは、その翌日</u>	(1) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> (2) <u>毎月第1月曜日及び第1木曜日(この日が第1号及び第3号に規定する日並びに国民の祝日となるときは、その翌日</u>

	<table><tr><td><u>以降の最初の第1号、第3号及び第4号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u></td><td><u>以降の最初の第1号及び第3号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u></td></tr><tr><td>(3) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間)</u></td><td>(3) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間)</u></td></tr><tr><td>(4) <u>月曜日(この日が国民の祝日に当たる日を除く。)</u></td><td></td></tr></table>	<u>以降の最初の第1号、第3号及び第4号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u>	<u>以降の最初の第1号及び第3号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u>	(3) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間)</u>	(3) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間)</u>	(4) <u>月曜日(この日が国民の祝日に当たる日を除く。)</u>	
<u>以降の最初の第1号、第3号及び第4号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u>	<u>以降の最初の第1号及び第3号に規定する日、日曜日、土曜日並びに国民の祝日でない日)</u>						
(3) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間)</u>	(3) <u>特別整理期間(毎年1回15日以内で館長が定める期間)</u>						
(4) <u>月曜日(この日が国民の祝日に当たる日を除く。)</u>							
	<u>備考 「国民の祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</u>						

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 14 号

日進市教育委員会決裁規程の一部改正について

日進市教育委員会決裁規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市教育委員会事務局処務規則等の改正に伴い、日進市教育委員会決裁規程の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

日進市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

令和 年 月 日
教委訓令第 号

日進市教育委員会決裁規程(平成21年日進市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 部長 <u>日進市教育委員会事務局処務規則(令和●年日進市教育委員会規則第●号。以下「処務規則」という。)第4条に規定する部長及び担当部長をいう。</u> (5) 課長 <u>次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるものをいう。</u> <u>ア 処務規則第2条第1項に規定する課に属する事項 処務規則第4条に規定する課長及び担当課長をいう。</u> <u>イ 処務規則第2条第2項に規定する館、センター及び室に属する事項 処務規則第4条に規定する館長、所長及び室長をいう。</u> (6) 課長補佐 <u>処務規則第4条に規定する課長補佐、総括専門員、総括建築技師及び総括管理栄養士をいう。</u> (7) 主任主査 <u>処務規則第4条に規定する主任主査、建築主任専門員、管理栄養主任専門員をいう。</u> (代決) 第5条 略 2 部長が不在のときは、課長がその事務を代決することができる。 3 課長が不在のときは、主幹がその事務を代	(用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 部長 <u>日進市教育委員会事務局処務規則(昭和63年日進町教育委員会規則第4号。以下「処務規則」という。)第4条第1項に規定する部長、担当部長、技監及び参事をいう。</u> (5) 課長 <u>処務規則第4条第1項に規定する課長、担当課長及び館長をいう。</u> (代決) 第5条 略 2 部長が不在のときは、<u>部次長がその事務を代決し、部次長が不在のときは、主務課長がその事務を代決することができる。</u> 3 課長が不在のときは、<u>主務室長及び主務主</u>

決し、主幹を置かないとき又は不在のときは、課長補佐がその事務を代決し、課長補佐を置かないとき又は不在のときは、主任主査がその事務を代決することができる。

幹がその事務を代決し、室長及び主幹を置かないとき又は不在のときは、主務課長補佐及び主務館長補佐がその事務を代決し、課長補佐及び館長補佐を置かないとき又は不在のときは、主務係長がその事務を代決することができる。

改正後

別表(第3条関係)

専決事項	教育長	部長	課長
生涯学習部学習政策課に属する事項			
(1) 教育長及び教育委員の各種会議への出席、研修及び服務に関する こと。	○		
(2) 教育委員との連絡調整に関すること。			○
(3) 教育委員会会議の招集に関すること。	○		
(4) 教育委員会会議に上程し、議決、承認又は同意を得る事項及び報 告する事項の決定に関すること。	○		
(5) 教育委員会名義の使用に関すること。	○		
(6) 儀式及び賞罰に関すること。	○		
(7) 公印の改廃に関すること。	○		
(8) 公印の保管に関すること。			○
(9) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の総合調整に 関すること。	重要	軽易	
(10) 規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に係る事務 に関すること。	規則規 程	要綱等	
(11) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並 びにその公表に係る事務に関すること。	○		
(12) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止 に係る事務に関すること。	○		
(13) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止 に係る連絡調整に関すること。			○
(14) 教育委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他 人事に係る事務に関すること。	○		
(15) 指定統計に関すること。		○	
(16) 調査及び統計に関すること。			○
(17) 教育委員会の所管に属する事務の広報及び教育行政に関する相 談に関すること。	重要		軽易
(18) 請願及び陳情に関すること。	○		
(19) 学校の部活動の地域移行に関すること。	重要		軽易
(20) 学校及び各種団体等の連携支援に関すること。	重要		軽易
(21) 高等学校等修学資金の助成に係る事務に関すること。			○
(22) 学校施設の整備計画の決定に関すること。	○		
(23) 学校の施設及び設備(情報機器等含む。)の整備及び維持管理(政 策的判断が必要なものに限る。)に関すること。	重要		軽易
(24) 学校の用地確保(政策的判断が必要なものに限る。)に関するこ と。	重要		軽易

(25) 家庭教育事業に関する事。		重要	軽易
(26) 地域学校協働本部に関する事。		重要	軽易
(27) 教育委員会所管の特命施策の調査、企画及び推進に関する事。	重要	軽易	
専決事項	教育長	部長	課長
生涯学習部学び支援課に属する事項			
(1) 生涯学習事業に関する事。		重要	軽易
(2) キャリア教育の推進に関する事。		重要	軽易
(3) ESDの推進に関する事。		重要	軽易
(4) 生涯学習プランの策定に関する事。	○		
(5) 社会教育委員に関する事。	○		
(6) 青少年教育事業に関する事。		重要	軽易
(7) 青少年問題協議会に関する事。	○		
(8) 社会教育関係諸団体に関する事。			○
(9) 社会教育関係諸団体への補助金交付に関する事。		○	
(10) 生涯学習事務及び事業の調査、統計及び広報に関する事。		重要	軽易
(11) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の運営に関する事。			○
(12) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の維持管理に関する事。			○
(13) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の指定管理に関する事。		協定	その他
(14) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の設置及び廃止に関する事。	○		
(15) 施設の特種な使用に関する事。		○	
(16) 文化財の保護及び活用に関する事。		重要	軽易
(17) 文化財保護審議会に関する事。	○		
(18) 文化財保護団体に関する事。			○
(19) 文化財保護団体への補助金交付に関する事。		○	
(20) 文化芸術事業に関する事。		重要	軽易
(21) 文化芸術諸団体に関する事。			○
(22) 文化芸術諸団体への補助金交付に関する事。		○	
(23) その他文化芸術の振興に関する事。		重要	軽易
(24) スポーツ及びレクリエーション事業に関する事。		重要	軽易
(25) スポーツ推進委員等に関する事。	○		
(26) スポーツ及びレクリエーション諸団体に関する事。			○
(27) スポーツ及びレクリエーション諸団体への補助金交付に関する事。		○	
(28) その他スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事。		重要	軽易
(29) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの運営に関する事。			○

(30) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの維持管理に関する事。			○
(31) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの指定管理に関する事。		協定	その他
(32) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの設置及び廃止に関する事。	○		
(33) 学校体育施設スポーツ開放事業に関する事。			○
生涯学習部学び支援課図書館に属する事項			
(1) 図書館の施設及び設備の整備、維持管理及び運営に関する事。	重要		軽易
(2) 図書館の備品の維持管理に関する事。			○
(3) 調査、統計、資料作成及び報告に関する事。			○
(4) 図書館協議会に関する事。	○		
(5) 図書館資料の配送及び回収に関する事。			○
(6) 図書館資料の選択、収集、提供、整理、相互貸借、保管及び廃棄に関する事。			○
(7) 図書館資料の分類、目録の作成、配列及び利用案内に関する事。			○
(8) 図書館資料の配本及び宅配に関する事。			○
(9) 図書館資料の複写に関する事。			○
(10) 読書案内、読書相談及び参考調査に関する事。			○
(11) 読書会、研究会、展示会等の企画、開催及び奨励に関する事。			○
(12) 図書システムの運用に関する事。			○
(13) 学校図書館との連携に関する事。			○
(14) 関係諸機関との連絡及び広報に関する事。			○
専決事項	教育長	部長	課長
学校教育部学校教育課に属する事項			
(1) 就学義務の猶予及び免除並びに特別支援学校への就学に関する事。	○		
(2) 原学年留置に関する事。	○		
(3) 就学関係事務(学齢簿、就学通知、転入学、転学、編入学、退学、区域外就学、学齢超過等)に関する事。			○
(4) 出席状況に関する事。			○
(5) 卒業及び学年の修了に関する事。			○
(6) 就学援助基準の決定に関する事。	○		
(7) 就学援助対象者の決定に関する事。			○
(8) 就学援助事務に関する事。			○
(9) 教育支援センターの主任指導員及び専任指導員の事務に関する事。			○
(10) 教育支援センターの入室等の許可に関する事。			○
(11) 教育支援センターの施設及び設備の整備、維持管理及び運営に関する事。	重要		軽易

(12) 通学区域に関すること。	○		
(13) 通学路に関すること。			○
(14) 交通指導員の事務に関すること。			○
(15) 教科用図書の採択の事務に関すること。	○		
(16) 教科用図書無償給与の事務に関すること。			○
(17) 補助教材に関すること。	○		
(18) 学校医の事務に関すること。			○
(19) 公務災害に関すること。			○
(20) 学校医等との連絡調整に関すること。			○
(21) 児童生徒の健康管理に関すること。			○
(22) 教職員の健康管理に関すること。			○
(23) 衛生委員会に関すること。		○	
(24) 児童生徒及び教職員の事故に関すること。	○		
(25) 学校の財産の管理に関すること。			○
(26) 学校の施設及び設備(情報機器等含む。)の整備及び維持管理(政策的判断が必要なものを除く。)に関すること。	重要		軽易
(27) 学校の用地確保(政策的判断が必要なものを除く。)に関するこ と。	重要		軽易
(28) 学校施設の特殊な使用に関すること。	○		
(29) 学校施設の目的外使用許可に関すること。		○	
(30) 公立学校施設台帳の整備に関すること。			○
(31) 学校の情報化に関すること。		重要	軽易
学校教育課学校教育課学校支援室に属する事項			
(1) 学校の組織、編成及び教育課程に関すること。	○		
(2) 学校運営に関する指導及び助言に関すること。	○		
(3) 児童生徒の問題行動に関すること。	○		
(4) 生徒指導に関すること。		○	
(5) 進路指導に関すること。		○	
(6) 学校行事及び学校教育活動に関すること。			○
(7) 学校運営に係る諸届に関すること。			○
(8) 県費負担教職員の任免(休職、復職、退職、昇任及び転任)の内申 に関すること。	○		
(9) 県費負担教職員の懲戒及び分限の内申に関すること。	○		
(10) 県費負担教職員の採用の内申に関すること。	○		
(11) 県費負担教職員の服務の方針に関すること。	○		
(12) 県費負担教職員の勤務成績の評定に関すること。	○		
(13) 県費負担教職員の給与の内申に関すること。			○
(14) 県費負担教職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する 連絡調整に関すること。			○
(15) 県費負担教職員団体に関すること。	○		

(16) 県費負担教職員諸届に関する事。			○
(17) 教員免許に関する事。			○
(18) 県費負担教職員研修の一般方式に関する事。	○		
(19) 県費負担教職員の国、県及び教育団体の行う研修に関する事。			○
(20) 県費負担教職員の海外派遣に関する事。	○		
(21) 研究指定に関する事。			○
(22) 就学相談及びその他の教育相談に関する事。	重要		輕易
(23) 特別支援教育に関する事。	重要		輕易
(24) 教育支援委員会に関する事。		○	
(25) 学校と関係諸機関の連絡及び総合調整に関する事。	重要		輕易
学校教育課学校教育課学校給食センターに属する事項			
(1) 学校給食センターの運営に関する事。			○
(2) 学校給食センターの施設の整備計画の決定に関する事。	○		
(3) 学校給食センターの施設及び設備の整備及び維持管理に関する事。	重要		輕易
(4) 学校給食センターの財産の管理に関する事。			○
(5) 学校給食センター運営委員会に関する事。	○		
(6) 学校給食連絡会に関する事。			○
(7) 学校給食費の徴収に関する事。			○
(8) 学校給食の調理に関する事。			○
(9) 学校給食の献立に関する事。			○
(10) 栄養月報の報告に関する事。			○

改正前			
別表(第3条関係)			
専決事項	教育長	部長	課長
生涯学習部学習政策課に属する事項			
(1) 教育長及び教育委員の各種会議への出席、研修及び服務に関すること。	○		
(2) 教育委員との連絡調整に関すること。			○
(3) 教育委員会会議の招集に関すること。	○		
(4) 教育委員会会議に上程し、議決、承認又は同意を得る事項及び報告する事項の決定に関すること。	○		
(5) 教育委員会名義の使用に関すること。	○		
(6) 儀式及び賞罰に関すること。	○		
(7) 公印の改廃に関すること。	○		
(8) 公印の保管に関すること。			○
(9) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の総合調整に関すること。	重要	軽易	
(10) 規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に係る事務に関すること。	規則規程	要綱等	
(11) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に係る事務に関すること。	○		
(12) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に係る事務に関すること。	○		
(13) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に係る連絡調整に関すること。			○
(14) 教育委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他人事に係る事務に関すること。	○		
(15) 指定統計に関すること。		○	
(16) 調査及び統計に関すること。			○
(17) 教育委員会の所管に属する事務の広報及び教育行政に関する相談に関すること。	重要		軽易
(18) 請願及び陳情に関すること。	○		
(19) 学校の部活動の地域移行に関すること。	重要		軽易
(20) 学校及び各種団体等の連携支援に関すること。	重要		軽易
(21) 高等学校等修学資金の助成に係る事務に関すること。			○
(22) 学校の財産の管理に関すること。			○
(23) 学校施設の整備計画の決定に関すること。	○		
(24) 学校の施設及び設備(情報機器等含む。)の整備及び維持管理に関すること。	重要		軽易
(25) 学校の用地確保に関すること。	重要		軽易

(26) 学校施設の特殊な使用に関すること。	○		
(27) 学校施設の目的外使用許可に関すること。		○	
(28) 公立学校施設台帳の整備に関すること。			○
(29) 学校の情報化に関すること。		重要	軽易
(30) 他の部、課又は館の所管に属する施設及び設備の営繕に係る技術支援に関すること。		重要	軽易
専決事項	教育長	部長	課長
生涯学習部学び支援課に属する事項			
(1) 生涯学習事業に関すること。		重要	軽易
(2) キャリア教育の推進に関すること。		重要	軽易
(3) ESDの推進に関すること。		重要	軽易
(4) 生涯学習プランの策定に関すること。	○		
(5) 社会教育委員に関すること。	○		
(6) 青少年教育及び家庭教育事業に関すること。		重要	軽易
(7) 青少年問題協議会に関すること。	○		
(8) 地域学校協働本部に関すること。		重要	軽易
(9) 社会教育関係諸団体に関すること。			○
(10) 社会教育関係諸団体への補助金交付に関すること。		○	
(11) 生涯学習事務及び事業の調査、統計及び広報に関すること。		重要	軽易
(12) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の運営に関すること。			○
(13) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の維持管理に関すること。			○
(14) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の指定管理に関すること。		協定	その他
(15) 市民会館、生涯学習プラザ及びふれあい工房の設置及び廃止に関すること。	○		
(16) 施設の特殊な使用に関すること。		○	
(17) 文化財の保護及び活用に関すること。		重要	軽易
(18) 文化財保護審議会に関すること。	○		
(19) 文化財保護団体に関すること。			○
(20) 文化財保護団体への補助金交付に関すること。		○	
(21) 文化芸術事業に関すること。		重要	軽易
(22) 文化芸術諸団体に関すること。			○
(23) 文化芸術諸団体への補助金交付に関すること。		○	
(24) その他文化芸術の振興に関すること。		重要	軽易
(25) 旧市川家住宅、岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園の運営に関すること。			○
(26) 旧市川家住宅、岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園の維持管理に関すること。			○

(27) 旧市川家住宅、岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園の指定管理に関する事		協定	その他
(28) 旧市川家住宅、岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園の設置及び廃止に関する事	○		
(29) スポーツ及びレクリエーション事業に関する事		重要	軽易
(30) スポーツ推進委員等に関する事	○		
(31) スポーツ及びレクリエーション諸団体に関する事			○
(32) スポーツ及びレクリエーション諸団体への補助金交付に関する事		○	
(33) その他スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事		重要	軽易
(34) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの運営に関する事			○
(35) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの維持管理に関する事			○
(36) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの指定管理に関する事		協定	その他
(37) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート及びグラウンドの設置及び廃止に関する事	○		
(38) 学校体育施設スポーツ開放事業に関する事			○
専決事項	教育長	部長	課長
生涯学習部図書館に属する事項			
(1) 図書館の施設及び設備の整備、維持管理及び運営に関する事	重要		軽易
(2) 図書館の備品の維持管理に関する事			○
(3) 調査、統計、資料作成及び報告に関する事			○
(4) 図書館協議会に関する事	○		
(5) 図書館資料の配送及び回収に関する事			○
(6) 図書館資料の選択、収集、提供、整理、相互貸借、保管及び廃棄に関する事			○
(7) 図書館資料の分類、目録の作成、配列及び利用案内に関する事			○
(8) 図書館資料の配本及び宅配に関する事			○
(9) 図書館資料の複写に関する事			○
(10) 読書案内、読書相談及び参考調査に関する事			○
(11) 読書会、研究会、展示会等の企画、開催及び奨励に関する事			○
(12) 図書システムの運用に関する事			○
(13) 学校図書館との連携に関する事			○
(14) 関係諸機関との連絡及び広報に関する事			○
専決事項	教育長	部長	課長

学校教育部学校教育課に属する事項			
(1) 就学猶予、免除及び養護学校への就学に関する事。	○		
(2) 原学年留置に関する事。	○		
(3) 就学関係事務(学齢簿、就学通知、転入学、転学、編入学、退学、区域外就学、学齢超過等)に関する事。			○
(4) 出席状況に関する事。			○
(5) 卒業及び学年の修了に関する事。			○
(6) 就学援助基準の決定に関する事。	○		
(7) 就学援助対象者の決定に関する事。			○
(8) 就学援助事務に関する事。			○
(9) 教育支援センターの主任指導員及び専任指導員の事務に関する事。			○
(10) 教育支援センターの入室等の許可に関する事。			○
(11) 教育支援センターの施設及び設備の整備、維持管理及び運営に関する事。	重要		軽易
(12) 通学区域に関する事。	○		
(13) 通学路に関する事。			○
(14) 交通指導員の事務に関する事。			○
(15) 教科用図書の採択の事務に関する事。	○		
(16) 教科用図書無償給与事務に関する事。			○
(17) 補助教材に関する事。	○		
(18) 学校医の事務に関する事。			○
(19) 公務災害に関する事。			○
(20) 学校医等との連絡調整に関する事。			○
(21) 児童生徒の健康管理に関する事。			○
(22) 教職員の健康管理に関する事。			○
(23) 衛生委員会に関する事。		○	
(24) 児童生徒及び教職員の事故に関する事。	○		
学校教育部学校教育課指導室に属する事項			
(1) 学校の組織、編成及び教育課程に関する事。	○		
(2) 学校運営に関する指導及び助言に関する事。	○		
(3) 児童生徒の問題行動に関する事。	○		
(4) 生徒指導に関する事。		○	
(5) 進路指導に関する事。		○	
(6) 学校行事及び学校教育活動に関する事。			○
(7) 学校運営に係る諸届に関する事。			○
(8) 県費負担教職員の任免(休職、復職、退職、昇任及び転任)の内申に関する事。	○		
(9) 県費負担教職員の懲戒及び分限の内申に関する事。	○		
(10) 県費負担教職員の採用の内申に関する事。	○		

(11) 県費負担教職員の服務の方針に関する事。	○		
(12) 県費負担教職員の勤務成績の評定に関する事。	○		
(13) 県費負担教職員の給与の内申に関する事。			○
(14) 県費負担教職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する連絡調整に関する事。			○
(15) 県費負担教職員団体に関する事。	○		
(16) 県費負担教職員諸届に関する事。			○
(17) 教員免許に関する事。			○
(18) 県費負担教職員研修の一般方式に関する事。	○		
(19) 県費負担教職員の国、県及び教育団体の行う研修に関する事。			○
(20) 県費負担教職員の海外派遣に関する事。	○		
(21) 研究指定に関する事。			○
(22) 就学相談及びその他の教育相談に関する事。	重要		軽易
(23) 特別支援教育に関する事。	重要		軽易
(24) 教育支援委員会に関する事。		○	
(25) 学校と関係諸機関の連絡及び総合調整に関する事。	重要		軽易
専決事項	教育長	部長	課長
学校教育部学校給食課に属する事項			
(1) 学校給食センターの運営に関する事。			○
(2) 学校給食センターの施設の整備計画の決定に関する事。	○		
(3) 学校給食センターの施設及び設備の整備及び維持管理に関する事。	重要		軽易
(4) 学校給食センターの財産の管理に関する事。			○
(5) 学校給食センター運営委員会に関する事。	○		
(6) 学校給食連絡会に関する事。			○
(7) 学校給食費の徴収に関する事。			○
(8) 学校給食の調理に関する事。			○
(9) 学校給食の献立に関する事。			○
(10) 栄養月報の報告に関する事。			○

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 15 号

日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部改正について

日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、国・県における制度の動向を鑑み、本市の令和 7 年度の交付額を変更するため、日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部を改正する必要がありますからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 2 号及び第 3 条

3 主な内容

- (1) 最新の「子供の学習費調査結果」及び国の奨学給付金制度の給付額の増額に伴い、区分Ⅰ及びⅡについて市の助成金の額を増減する。
- (2) 区分Ⅰの所得基準について修正する。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

日進市高等学校等修学助成金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 年 月 日
教委要綱第 号

日進市高等学校等修学助成金交付要綱(平成28年日進市教育委員会要綱第1号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
区分	所得基準	区分	所得基準		
I	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯に属する者又は当該年度の市町村民税所得割額が非課税の者	I	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯に属する者又は当該年度の市町村民税所得割額が非課税の者		
略		略			
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)			
所得区分	助成金の額(年額)		所得区分	助成金の額(年額)	
	国公立高等学校	私立高等学校		国公立高等学校	私立高等学校
I	23, 000円	62, 000円	I	27, 000円	39, 000円
II	41, 000円	59, 000円	II	61, 000円	75, 000円

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

令和 6 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について

令和 6 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号及び第 3 条

3 提出予定議会

令和 7 年第 1 回日進市議会定例会

令和6年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学習政策課

歳 入

款項目	事業等の名称 (款－目－細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳 入 合 計			

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業－節－細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	教育委員会事務局総務事務		
	01 報酬	検討委員会の開催回数を減したため -91,000円	-91
	小中学校適正規模等検討委員会委員		
		検討委員会の開催回数を減したため -224,000円	-224
	小中学校部活動地域移行検討委員会委員		
	07 報償費	検討部会の開催回数を減するため -59,000円	-59
	小中学校適正規模検討委員会等検討部会委員謝礼		
		実証事業等アドバイザーを利用しなかったため -65,000円	-65
	学校部活動地域移行推進事業謝礼		
	08 旅費	旅費を減額するもの -250,000円	-250
	普通旅費		
	10 需用費（食糧費）	会議の開催回数を減したため -16,674円	-16
10.2.1	食料費		
	10 需用費（印刷製本費）	辞令書を電子化するため -16,000円	-16
	印刷製本費		
	地域活動学校開放事業		
	12 委託料	利用実績に伴い減額するもの -697,000円	-697
	学校施設地域開放管理業務委託料		
10.2.1	小学校管理事業		
	10 需用費（燃料費・光熱水費）	当初予定していたより水道使用量が少なくなったため -3,500,000円	-3,500
	光熱水費（水道）		

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業－節－細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.1	小学校整備推進事業		
	12 委託料	入札により設計より安価での契約となったため -31,450,404円	-31,450
	設計業務委託料		
		I C T支援業務委託執行残の減額 -224,000円	-224
	I C T整備委託料		
	14 工事請負費	入札により設計より安価での契約となったため -281,000円	-281
教室改修工事			
10.3.1	中学校管理事業		
	10 需用費（燃料費・光熱水費）	当初予定していたより電気使用量が少なくなったため -500,000円	-500
	光熱水費（電気）		
		当初予定していたより水道使用量が少なくなったため -1,800,000円	-1,800
	光熱水費（水道）		
	当初予定していたよりガス使用量が少なくなったため -2,500,000円	-2,500	
10.3.1	中学校整備推進事業		
	12 委託料	入札により設計より安価での契約となったため -7,406,596円	-7,406
	設計業務委託料		
歳 出 合 計			-49,079

令和6年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学び支援課

歳 入

款項目	事業等の名称 (款－目－細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
15. 4. 4	15 国庫支出金	【市民会館大ホール天井改修工事】 対象事業費の精査により、交付額が変更となったため -5, 777, 000円	-5, 777
	教育費国庫交付金		
	防災・安全交付金	【スポーツセンターエントランス天井改修工事】 対象事業費の精査により、交付額が変更となったため -1, 815, 000円	-1, 815
	教育費国庫交付金		
	防災・安全交付金		
歳 入 合 計			-7, 592

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業－節－細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.4.1	社会教育推進事業	委員欠席により不要となったため -91,000円	-91
	01 報酬		
	社会教育委員	委員欠席により不要となったため -21,000円	-21
	01 報酬		
	青少年問題協議会委員	二十歳の集い消耗品が見込みより少額となったため -55,000円	-55
	10 需用費（消耗品費）		
	消耗品費	見込みより少額となるため -195,000円	-195
	12 委託料		
	青少年健全育成事業委託料	見込みより少額となるため -58,000円	-58
	12 委託料		
	二十歳の集い事業委託料	生涯学習講座講師、託児の謝礼が見込みより少額となるため -526,000円	-526
	生涯学習講座開催事業		
	07 報償費	消耗品の購入が見込みより少額となるため -170,000円	-170
	講師等謝礼		
	10 需用費（消耗品費）	印刷業務委託をしたため不要となったため -75,900円	-75
	消耗品費		
	10 需用費（印刷製本費）	見込みより少額となるため -500,000円	-500
	印刷製本費		
	12 委託料	見込みより少額となるため -500,000円	-500
	講座委託料		

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業－節－細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10. 4. 1	12 委託料	見込みより少額となるため -170, 000円	-170
	印刷業務委託料		
	家庭教育推進事業	家庭教育推進委員会合同情報誌が見込みより少額となるため、及び封筒印刷が不要となったため -181, 000円	-181
	12 委託料		
	印刷業務委託料		
	文化推進事業	執行額確定のため -28, 998円	-28
	10 需用費（印刷製本費）		
	印刷製本費		
	12 委託料	執行額確定のため -333, 431円	-333
	文化祭委託料		
	12 委託料	執行額確定のため -41, 000円	-41
	盆踊り講習会委託料		
	12 委託料	執行額確定のため -43, 056円	-43
	日進展・子どもアート展委託料		
	12 委託料	執行額確定のため -130, 656円	-130
	音楽のまち推進委託料		
	12 委託料	大学連携講座にて実施したことにより、不用となったため -172, 000円	-172
	文化推進事業委託料		
	18 負担金、補助及び交付金	執行見込額の積算により不用額が生じたため -100, 000円	-100
	文化協会補助金等		
10. 4. 2	文化施設維持修繕事業	執行見込額の積算により不用額が生じたため -761, 600円	-761
	10 需用費（修繕料）		
	修繕料		
	12 委託料	執行額確定のため -1, 078, 000円	-1, 078
	設計業務委託料		
10. 4. 4	文化財保護事業	執行見込の事業のほか、申請が見込まれる事業がないため -462, 200円	-462
	18 負担金、補助及び交付金		
	文化財保護事業補助金		
10. 5. 1	スポーツ大会等開催事業	仮設トイレの設置が不要になったため -159, 000円	-159
	12 委託料		
	駅伝競走委託料		
	12 委託料	愛知池駅伝タイム計測委託料等が安価で契約できたため -388, 000円	-388
	スポーツフェスタ委託料		

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業－節－細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.5.2	スポーツセンター管理運営事業		
	12 委託料	エレベータ故障等による指定管理料補填のため 4,514,000円	4,514
	スポーツセンター指定管理委託料		
	学校体育施設スポーツ開放事業		
	10 需用費（消耗品費）	学校開放における各校の消耗品の購入が少量で済んだため -156,000円	-156
	消耗品費		
	スポーツ施設維持修繕事業		
	10 需用費（修繕料）	執行残額による修繕見込みがないため -210,000円	-210
	修繕料		
	12 委託料		
	総合運動公園改修工事設計業務委託料	入札による執行残のため -779,000円	-779
	17 備品購入費		
	管理運営備品購入費	購入額が安価で済んだため -321,000円	-321
歳 出 合 計			-2,689

令和6年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

図書館

歳 入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳 入 合 計			

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.4.3	図書館管理事業		
	12 委託料	入札による執行残 -4,628,000円	-4,628
	清掃業務委託料		
		入札による執行残 -2,999,000円	-2,999
	外壁調査業務委託料		
	13 使用料及び賃借料	印刷機借上契約をしなかったため -80,000円	-80
	80,000		
	図書館運営事業		
	01 報酬	会計年度任用職員退職のため -604,000円	-604
	報酬（会計年度任用職員）		
	03 職員手当等	会計年度任用職員退職のため -150,000円	-150
	期末手当（会計年度任用職員）		
	10 需用費（燃料費・光熱水費）	燃料単価の変動が想定より少なかったため -130,000円	-130
	燃料費		
歳 出 合 計			-8,591

令和6年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学校教育課

歳入

款項目	事業等の名称 (款-目-細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳入合計			0

歳出

款項目	事業等の名称 (中事業-節-細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.1.2	教育支援センター事業		
	01 報酬	指導員の号給が見込みより少額であったため -478,385円	-478
	報酬（会計年度任用職員）		
	教育支援センター事業		
	03 職員手当等	指導員の号給が見込みより少額であったため -53,950円	-54
	期末手当（会計年度任用職員）		
	教育支援センター事業		
	03 職員手当等	指導員の号給が見込みより少額であったため -45,350円	-46
	勤勉手当（会計年度任用職員）		
	健康診断事業		
	12 委託料	検査業務の単価が見込みより少額であったため -3,526,000円	-3,526
	児童生徒各種検査委託料		
	通学指導事業		
	03 職員手当等	期末手当満額支給となる交通指導員が見込みより少なかったため -345,200円	-345
	期末手当（会計年度任用職員）		
	通学指導事業		
	03 職員手当等	勤勉手当満額支給となる交通指導員が見込みより少なかったため -289,950円	-290
	勤勉手当（会計年度任用職員）		
	教育振興推進事業		
	03 職員手当等	期末手当満額支給となるスクールソーシャルワーカーが見込みより少なかったため -198,950円	-199
	期末手当（会計年度任用職員）		
	教育振興推進事業		
	03 職員手当等	勤勉手当満額支給となるスクールソーシャルワーカーが見込みより少なかったため -167,150円	-167
	勤勉手当（会計年度任用職員）		

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業一節一細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.2.2	小学校運営事業	期末手当の執行見込額が確定したため -1,682,350円	-1,682
	03 職員手当等		
	期末手当（会計年度任用職員）		
	小学校運営事業	勤勉手当の執行見込額が確定したため -1,413,200円	-1,413
	03 職員手当等		
	勤勉手当（会計年度任用職員）		
	小学校運営事業	ADPによるデータ伝送手数料が確定したため -1,411,000円	-1,411
	11 役務費		
	口座振替手数料		
10.2.3	中学校運営事業	期末手当の執行見込額が確定したため -617,950円	-618
	03 職員手当等		
	期末手当（会計年度任用職員）		
	中学校運営事業	勤勉手当の執行見込額が確定したため -519,100円	-519
	03 職員手当等		
	勤勉手当（会計年度任用職員）		
	中学校運営事業	ADPによるデータ伝送手数料が確定したため -642,000円	-642
	11 役務費		
	口座振替手数料		
歳 出 合 計			-11,390

令和6年度 日進市一般会計（教育委員会所管部分）補正予算（3月市議会定例会）概要

学校給食課

歳 入

款項目	事業等の名称 (款－目－細節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
歳 入 合 計			

歳 出

款項目	事業等の名称 (中事業－節－細々節)	補正理由及び積算基礎等 (円)	上程予算額 (千円)
10.5.3	学校給食調理事業		
	10 需用費（消耗品費）	厨房用消耗品が当初予定より少量で対応できたため -1,000,000円	-1,000
	消耗品費		
	10 需用費（燃料費・光熱水費）	当初想定した額より執行見込み額が減るため -8,000,000円	-8,000
	光熱水費		
	12 委託料	学校給食調理業務委託の入札による執行残を減額する -2,018,720円	-2,018
	学校給食調理業務委託料		
	給食センター施設・設備維持管理事務		
	12 委託料	污水处理維持管理委託の入札による執行残を減額する -557,000円	-557
	污水处理維持管理委託料		
	12 委託料	厨房機器保守点検委託の入札による執行残を減額する -275,000円	-275
	厨房機器保守点検委託料		
	12 委託料	清掃業務委託の入札による執行残を減額する -210,000円	-210
	清掃業務等委託料		
	12 委託料	建物等総合管理委託の入札による執行残を減額する -1,870,000円	-1,870
	建物等総合管理委託料		

10.5.3	給食センター施設・設備環境改善事業		
	12 委託料	設計業務委託の入札による執行残を減額する -1,199,000円	-1,199
	設計業務委託料		
		業務委託しなかったため -2,651,000円	-2,651
	12 委託料		
	監理業務委託料		
		厨房処理システム・生ごみ処理機等更新工事の入札による執行残を減額する -2,587,040円	-2,587
	14 工事請負費		
	厨房処理システム・生ごみ処理機等更新工事		
			-20,367

議案第 17 号

令和 7 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について

令和 7 年度日進市一般会計（教育委員会所管部分）当初予算について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号及び第 3 条

3 提出予定議会

令和 7 年第 1 回日進市議会定例会

令和 7 年度 日進市一般会計(教育委員会所管分)当初予算要求 総括表

歳入

単位：千円

款	項	目	説明（事業名）	所管	令和7年度	令和6年度	R6-R7比	関係資料 ページ
14款 使用料及び手数料	1項 使用料	7目 教育使用料	学校体育施設照明設備使用料	学び支援課	479	2,227	-1,748	3
			学校体育施設使用料	学び支援課	4,335	1,598	2,737	3
			行政財産目的外使用料 生涯学習プラザ	学び支援課	9	9	0	3
			行政財産目的外使用料 岩崎城・旧市川家住宅	学び支援課	-	33	-33	産業振興課へ業務移管
			行政財産目的外使用料 図書館	図書館	724	719	5	3
			行政財産目的外使用料 市民会館・ふれあい工房	学び支援課	88	88	0	3
			図書館会議室等使用料	図書館	905	658	247	3
			行政財産目的外使用料 東山グラウンド	学び支援課	25	22	3	3
			行政財産目的外使用料 スポーツセンター	学び支援課	195	193	2	3
			都市公園使用料（社会教育使用料）	学び支援課	-	1	-1	-
			都市公園使用料（保健体育使用料）	学び支援課	929	845	84	3
			特別支援教育就学奨励費	学校教育課	1,184	1,396	-212	4
			要保護児童生徒援助費	学校教育課	19	42	-23	4
			地域スポーツクラブ活動体制整備事業	学習政策課	450	450	0	4
15款 国庫支出金	2項 国庫補助金	6目 教育費国庫補助金	文化部活動地域移行推進事業	学習政策課	450	450	0	4
			ネットワークアセスメント実施促進事業（小学校）	学校教育課	344	-	344	4
			ネットワークアセスメント実施促進事業（中学校）	学校教育課	344	-	344	4
			理科教育設備整備費等事業（小学校）	学校教育課	-	522	-522	-
			理科教育設備整備費等事業（中学校）	学校教育課	-	467	-467	-
	4項 国庫交付金	4目 教育費国庫交付金	学校施設環境改善交付金（小学校）	学習政策課	12,786	21,383	-8,597	5
			学校施設環境改善交付金（中学校）	学校教育課	1,885	-	1,885	5
			デジタル田園都市国家構想交付金（小学校）	学習政策課	77,518	32,247	45,271	5
			デジタル田園都市国家構想交付金（中学校）	学校教育課	19,920	-	19,920	5
			防災・安全交付金（社会教育費）	学び支援課	13,628	1,550	12,078	5
			防災・安全交付金（保健体育費）	学び支援課	17,462	7,716	9,746	5
			デジタル田園都市国家構想交付金（教育総務費）	学び支援課	5,594	5,544	50	5
			元気な愛知の市町村づくり事業	学校教育課	-	11,833	-11,833	-
			スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課	1,000	1,000	0	6
			教育支援体制整備事業	学校教育課	9,908	9,333	575	6
			地域学校協働活動推進事業(教育委員会所管分)	学習政策課	6,813	6,641	172	6
	3項 委託金	1目 総務費委託金	部活動指導員配置事業	学び支援課	138	-	138	6
			学校基本調査事務	学校教育課	-	138	-138	学習政策課へ業務移管
			教育研究委託事業	学校教育課	2,586	-	2,586	6
			「ラーケーションの日」モデル事業	学習政策課	12	12	0	6
	4項 県交付金	3目 教育費委託金	文化財保護事務	学校教育課	180	180	0	6
			学校教育法に基づく事務	学校教育課	31,275	-	31,275	6
			学校給食センター	学び支援課	33	35	-2	7
			学校給食センター	学習政策課	10	10	0	7
17款 財産収入	1項 財産運用収入	1目 財産貸付収入	土地(教育委員会所管分)	学校教育課	357	67	290	8
			建物(教育委員会所管分)	図書館	751	717	34	8
18款 教育費寄附金	1項 寄附金	7目 教育費寄附金	ふるさと納税(小中学校提案型研修) 寄附金	学校教育課	105	105	0	8
			ふるさと納税(学校給食) 寄附金	学校教育課	1,000	-	1,000	8
21款 諸収入	4項 雑入	1目 雑入	保険受入金	学校給食センター	3,000	3,000	0	8
			小中学校太陽光発電売電収入	学び支援課	9	11	-2	9
			複写手数料	学校教育課	3	6	-3	9
			社会教育講座受講料	学校給食センター	1	1	0	9
			書籍頒価代金	学校教育課	1	1	0	9
			指定管理者等駐車場使用料	学び支援課	1	1	0	9
			スポーツ振興くじ助成金	図書館	117	117	0	9
			美術展出品料	学び支援課	583	460	123	9
			日本スポーツ振興センター災害給付金	学び支援課	100	60	40	9
			学校給食費徴収金	学び支援課	1,005	1,005	0	9
			学校給食費徴収金滞納繰越分	図書館	683	783	-100	9
			公衆電話料	学校教育課	22	22	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	482	482	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学び支援課	953	930	23	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	154	144	10	9
			生涯学習情報誌広告収入	学校教育課	7,800	7,800	0	9
			雑入	学校給食センター	520,343	459,280	61,063	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学校給食センター	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	8	8	0	9
			図書館資料弁償費	図書館	24	24	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9
			公衆電話料	図書館	1	1	0	9
			図書館資料弁償費	学校給食センター	1	1	0	9
			部活動地域移行実証事業参加者負担金	学習政策課	360	360	0	9
			愛知池駅伝参加料	学び支援課	288	-	288	9
			生涯学習情報誌広告収入	学び支援課	240	-	240	9
			雑入	学習政策課	1	1	0	9
			学校教育費徴収金滞納繰越分	学び支援課	1	1	0	9

議案第 18 号

令和 7 年度儀式等について

令和 7 年度儀式等について、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和 7 年度儀式等を決定するに当たり、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 13 号及び第 3 条

令和 7 年度 儀式等について

儀 式		小学校	中学校
1 学期	入学式	4 月 8 日 (火)	4 月 9 日 (水)
	始業式	4 月 9 日 (水)	4 月 9 日 (水)
	終業式	7 月 18 日 (金)	7 月 18 日 (金)
2 学期	始業式	9 月 1 日 (月)	9 月 1 日 (月)
	終業式	12 月 23 日 (火)	12 月 23 日 (火)
3 学期	始業式	1 月 7 日 (水)	1 月 7 日 (水)
	卒業式	3 月 19 日 (木)	3 月 6 日 (金)
	修了式	3 月 24 日 (火)	3 月 24 日 (火)

議案第 19 号

学校休業日（令和 7 年度県民の日学校ホリデー）の指定について

学校休業日（令和 7 年度県民の日学校ホリデー）の指定について、次のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 12 日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和 5 年度から、愛知県において「県民の日学校ホリデー」が導入されたことに伴い、日進市立学校管理規則第 3 条第 7 号に基づき日進市立小学校及び中学校の休業日として指定するため、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

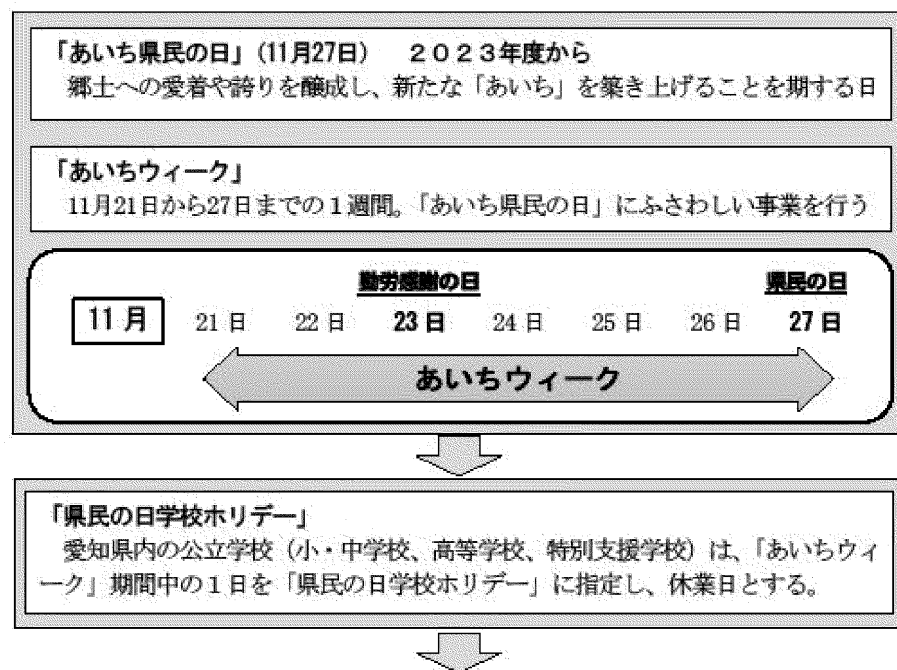
日進市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 13 号及び第 3 条

3 休業日

令和 7 年 11 月 25 日（火）

「県民の日学校ホリデー」について

1 「県民の日学校ホリデー」



- 「県民の日学校ホリデー」は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習活動等休業日」とする。
- 「県民の日学校ホリデー」にあわせて、保護者が子どもたちと一緒に過ごせるよう有給休暇取得を促すが、有給休暇を取得できない家庭に配慮し、児童クラブなどの居場所づくりにも努める。また、教職員の有給休暇の取得も促す。

県民の日に学校を休業日とする県は、東海以西では愛知県が初

※ 学校教育法施行令(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(「体験的学習活動等休業日」)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 体験的学習活動等休業日

「体験的学習活動等休業日」とは、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日。

【導入の趣旨】

- ・ 子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通じて、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ環境の醸成
- ・ 保護者の有給休暇の取得を促進

3 学校の対応

県立学校

- 休業日を定める愛知県立高等学校学則及び愛知県立特別支援学校学則を改正

※ 愛知県立高等学校学則(教育委員会規則)
(休業日)

第四条 次に掲げる日は、授業を行わない日とする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 あいち県民の日条例(令和四年愛知県条例第〇号)に規定する十一月二十一日から同月二十七日までの間において校長が定める日
- 四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで
- 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで
- 六 春季休業日 三月二十一日から四月五日まで

2 愛知県教育委員会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日以外の日を臨時に授業を行わない日とすることができる。

市町村立学校

- 県教育委員会から、市町村教育委員会に対して、「あいちウィーク」期間中に学校休業日(「県民の日学校ホリデー」)を設けるよう依頼

【留意事項】

- ・ 家族(親子、兄弟姉妹等)がともに過ごすことが大切であるため、中学校区単位以上で同一地域の小・中学校の休業日が同一の日となるよう配慮

※ 市町村立学校管理規則(例 尾張地区の市)
(学期及び休業日) 第6条(略)

2 学校教育法施行令第29条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始 4月1日から入学式の日の前日まで
- (2) 夏季 7月21日から8月31日までの間において教育委員会が定める期間
- (3) 冬季 12月24日から翌年1月6日までの間において教育委員会が定める期間
- (4) 学年末 3月25日から同月31日までの間において教育委員会が定める期間
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める日